



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎ 28-9110）

契約に関するトラブルに注意しましょう!

2022年4月から成年年齢が18歳になります。成年年齢に達すると、保護者の同意を得ることなくさまざまな契約を結ぶことができるようになりますので、安易に契約すると、思わぬトラブルに巻き込まれる恐れがあります。「まだ先のこと」と思わずに、今から家族で契約についてよく話し合しましょう。



【事例】

- ▼エステの無料体験に行ったら、高額な契約を結ばされた
- ▼SNSで知り合った人に頼まれて、消費者金融からお金を借りるように言われた
- ▼インターネットでもうかるという書き込みを見つけ、契約したら、連鎖販売取引（マルチ商法）だった

【気をつけるポイント】

契約は原則として口頭でも成立するため、いったん契約すると、簡単に解除することができなくなります。解除するにはさまざまなルールがあるので、契約は慎重に行いましょう。

【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝5月9日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）